

農林水産省説明資料



令和7年5月

農林水産省

大臣官房 環境バイオマス政策課

営農型太陽光発電とは

- 営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業。
- 作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できる取組手法。



露地の畑の上部にパネルを設置

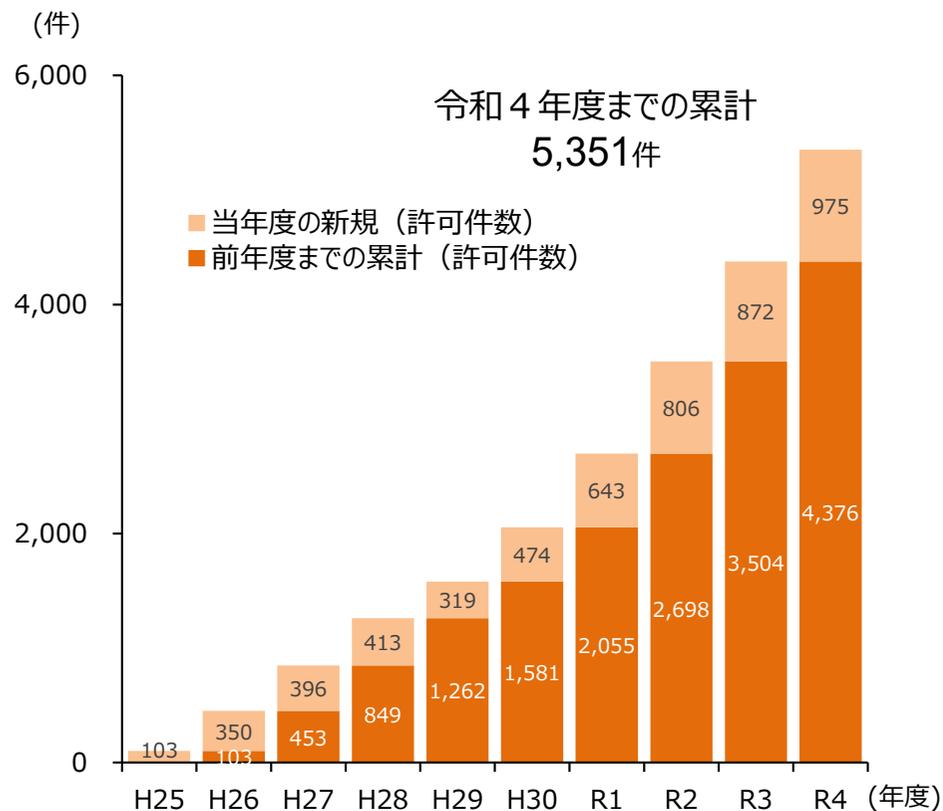


パネル下でのトラクターによる
耕運作業の様子

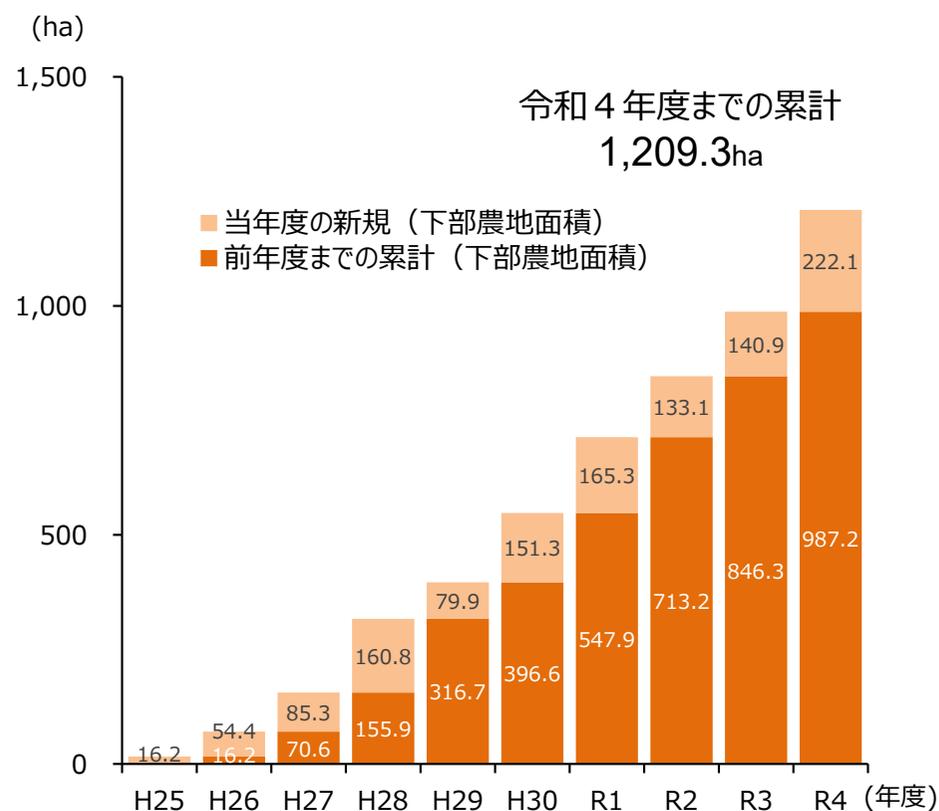
営農型太陽光発電設備の許可件数等の推移

- 営農型太陽光発電設備を設置するための農地の一時転用許可件数は、令和4（2022）年度までに5,351件、その発電設備下部の農地面積は1,209.3ha。

営農型太陽光発電設備を設置するための農地の一時転用許可件数



営農型太陽光発電設備下部の農地面積



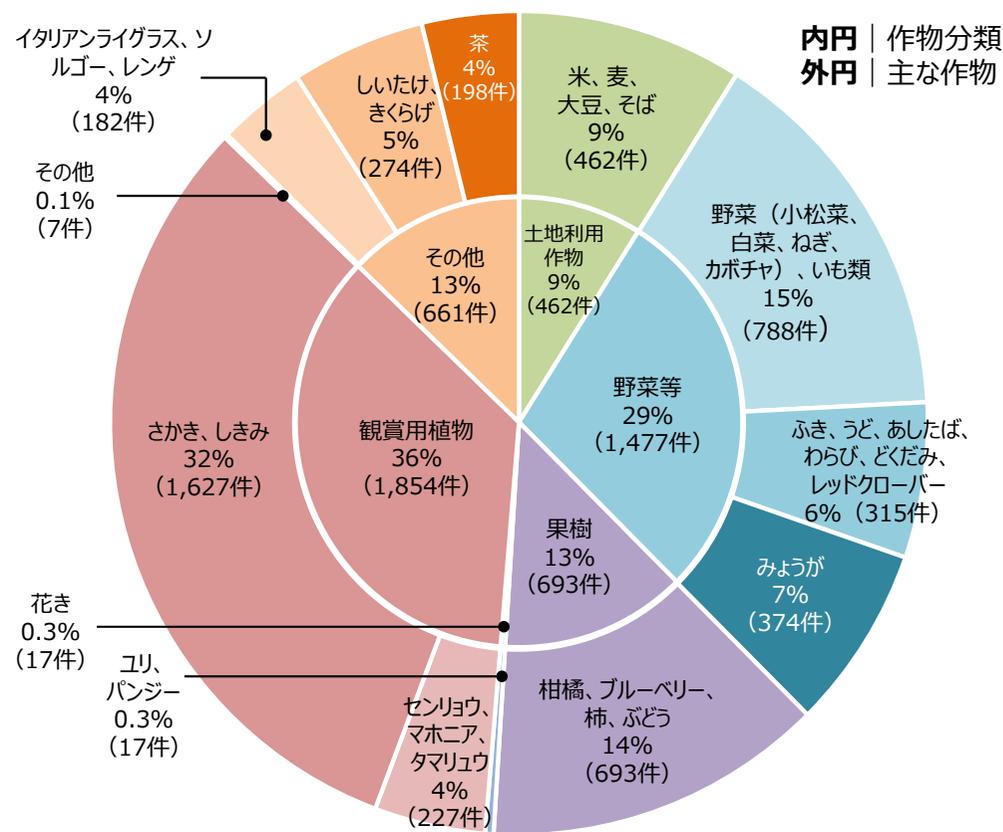
資料 | 営農型太陽光発電設備設置状況等について（令和4年度末現在）（令和6年10月農林水産省農村振興局）を基に作成

営農型太陽光発電設備の下部農地での栽培作物

- 営農型太陽光発電設備の下部農地での栽培作物の分類をみると、観賞用植物が36%（1,854件）と最も多く、次いで、野菜等が29%（1,477件）、果樹が13%（693件）の順に多い。
- 主な作物別にみると、さかき、しきみが32%（1,627件）、みょうがが7%（374件）となっており、太陽光パネルにより遮光することを前提とした特徴的な作物が多く栽培されている。

下部農地での栽培作物

作物分類	主な作物	件数（割合）
土地利用作物	米、麦、大豆、そば	462（9%）
野菜等	野菜（小松菜、白菜、ねぎ、かぼちゃ等）、いも類	1,477（29%）
うち特徴的な作物	みょうが、ふき、うど、あしたば、わらび、どくだみ、レッドクローバー	689（13%）
うちみょうが	みょうが	374（7%）
果樹	柑橘、ブルーベリー、柿、ぶどう	693（13%）
花き	ユリ、パンジー	17（0.3%）
観賞用植物	さかき、しきみ、せんりょう、たまりゅう等	1,854（36%）
うちさかき・しきみ	さかき・しきみ	1,627（32%）
その他	—	661（13%）
うち牧草	イタリアンライグラス、ソルゴー、レンゲ	182（4%）
うちきのこ類	しいたけ、きくらげ	274（5%）
うち茶	茶	198（4%）
合計		5,164（100%）



N=5,164

※令和4年度末で存続しているものうち回答があったものを集計

営農型太陽光発電設備の下部農地での営農に支障がある割合

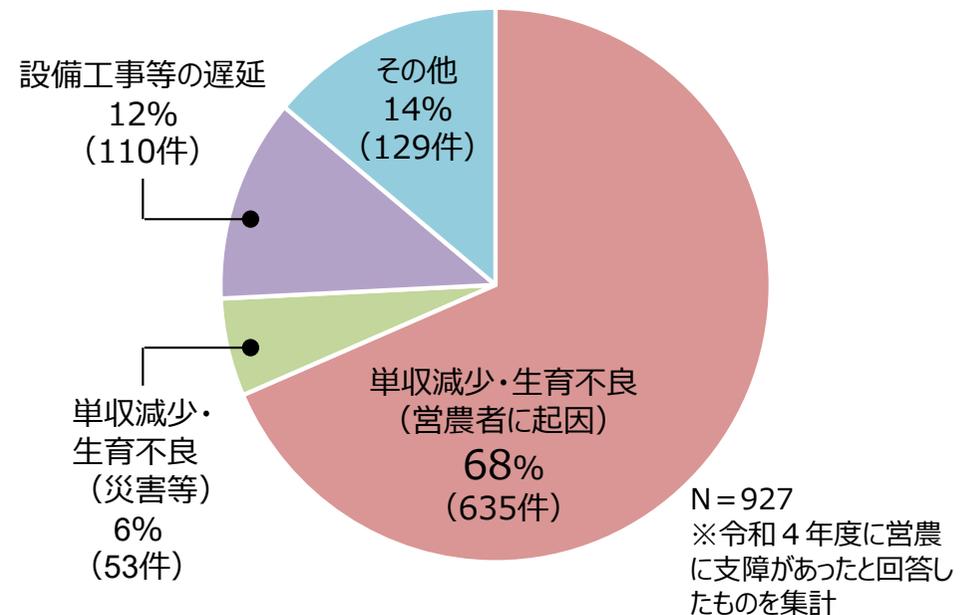
- 令和4年度末において、営農型太陽光発電設備の下部農地での営農に支障があったものの割合は22%（927件）となっており、前年度と比較して1%上昇（237件増）した。
- 支障の内容をみると、単収減少・生育不良（営農者に起因するもの）が68%（635件）となっており、このようなケースに対しては、農地転用許可権者が改善措置を講ずるよう指導を行っている。

下部農地での営農への支障の割合（令和4年度末）

営農型太陽光発電設備数 (R4年度末)	4,189件 (3,314件)
うち 支障あり	927件 (690件)
割合	22% (21%)

※令和4年度末で存続しているものを集計
 ※括弧内は令和3年度末実績
 ※令和4年度に許可を受けたものの多くは、
 施設整備が未完了であることから除外

営農への支障の内容（令和4年度末）

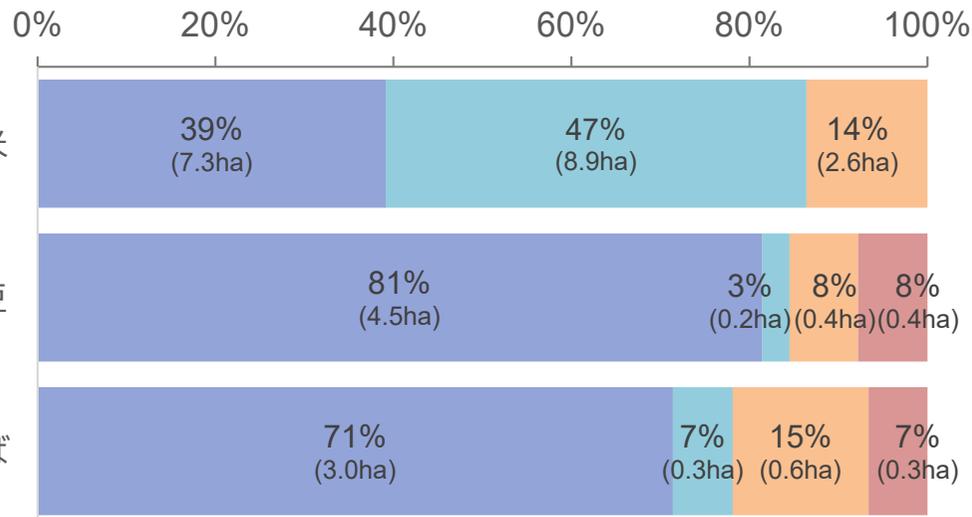


単収減少・生育不良（営農者に起因）	営農者の栽培管理等が不適当であったことにより、同年同作物の単収と比較して2割以上減少しているものや、生育状況が不良であるもの。
単収減少・生育不良（災害等）	台風等の災害、営農者の病気等により、同年同作物の単収と比較して2割以上減少しているものや、生育状況が不良であるもの。
設置工事等の遅延	営農型発電設備の設置工事が作付適期に完了しなかったため、作付けできなかったこと等によるもの。
その他	支障の内容が正確に把握できないもの等で、上記に該当しないもの。

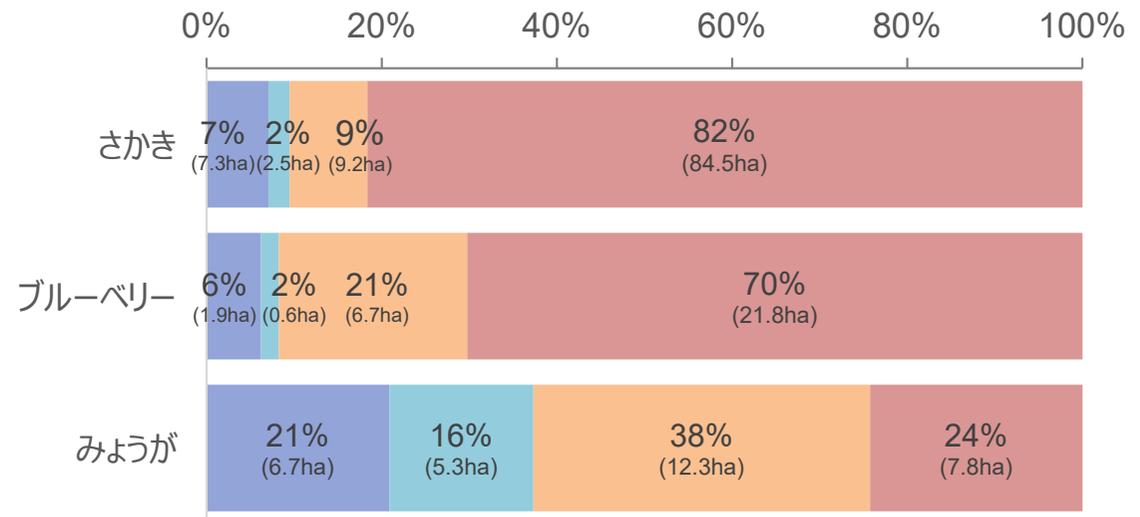
営農型太陽光発電設備下における栽培作物と単収について

- 営農型太陽光発電設備の下部農地での栽培状況について、主な作物ごとに単収の実績をみると、**単収が確保できている割合が高い作物は、米、大豆、そば**となっている。
- 作付面積が上位のさかき、ブルーベリーについては、**育成中と報告され収量が無いところが多くなっている。**

80%以上の単収を確保できている割合が高い作物



作付面積が上位の作物



※地域の平均的な単収と比較して、単収が、■ 90%以上 ■ 80%以上90%未満 ■ 0%超過80%未満 ■ 0%(育成中を含む)
 ※括弧内の数字は直近3ヶ年平均の面積(単位:ha)。

収量が2割以上減収した理由の例

- 収量が2割以上減収した理由※を踏まえると、農業技術が確立され、その地域の気候風土にも合っており、販路も確保しやすい、**当該地域で通常栽培されている作物を選択し、かつ適切な栽培管理体制で取り組むことが、収量を確保するポイント**と考えられる。

※育成中は含まない

<生育>

枯死樹や樹勢低下の影響。(ブルーベリー) / 成長の悪いもの、枯れたものが数本出た。(茶)
/ 病気発生により株が枯死したため。(みょうが) / **排水不良**。(さつまいも) / 株の寿命により新芽が出ず、根が腐敗したため。(ふき)
/ **水はけが悪く根腐れ**。(みかん)

<栽培管理>

管理不足。(ブルーベリー) / **水やりが不足して枯れてしまった。管理不足**。(さかき) / 雑草により減収。(どくだみ)
/ **定植時期が遅れたため減少**。(かぼちゃ) / 排水対策が不十分のため。(かぼちゃ) / **肥料等の栽培管理が不十分**。(さつまいも)
/ 肥培管理が不適當。(みかん) / 水不足・ほだ木の劣化。(しいたけ)

<販路・収穫>

収穫時期の遅れ(どくだみ) / **販路が無く**収穫に至らず、収量を把握できなかったため。(みょうが) / **販路がなく**、耕作を行うと赤字になるため。(タマリユウ)

<天候>

大雨による冠水の影響。(ブルーベリー) / 長雨で病気が多発。(ぶどう) / 天候不順のため。(ふき)
/ 大雨による倒伏、冬期間における凍害。(麦) / 猛暑と長雨の影響。(きくらげ) / 大雨による冠水の影響。(イタリアンライグラス)
/ 大雨による水害(そば) / 長雨により大豆が腐った(大豆) / 天候不順のため。(米)

<その他>

獣害により再々定植を行ったため。(柿) / **他の仕事で忙しいため**。(ぶどう) / 病害虫。(しきみ) / モグラによる根荒らし害のため。(かぼちゃ) / カラスによる食害。(みかん) / 耕作者体調不良により減収。(そば) / 作業委託先の傷病による定植作業の遅延。(大豆)
/ 獣害。(米) / 化学肥料・農薬不使用のため。(米)

営農型太陽光発電事業に係る不適切事案への厳格な対応

- 有識者、自治体関係者、発電事業者等との議論などを踏まえ、①従来、局長通知で定められていた許可基準・提出資料に係る規定を法令（農地法施行規則）に明記、②制度の目的・趣旨や考え方を記載したガイドラインを作成し、令和6年4月1日に施行。
- また、農地転用の許可を受けた者が定期報告を行う仕組み及び違反転用に係る原状回復等の措置命令を履行しない事業者について公表する仕組みを法定化（令和6年6月成立、令和7年4月施行）。

農地法施行規則

1. 一時転用に関する許可基準の明記

次に掲げる事由に該当する場合は許可できない。

- ① 単収が2割以上減少
- ② 遊休農地を利用する場合において営農が行われないこと
- ③ 品質が著しく劣化
- ④ 毎年度の実績報告や収支報告が適切に行われず営農の状況が確認できないこと
- ⑤ 設備の角度や間隔からみて日照に影響
- ⑥ 支柱の高さ、間隔等からみて農業用機械の利用に支障（最低地上高2m以上が確保されない）
- ⑦ 連系に係る契約を電気事業者と締結する見込みがないこと
- ⑧ 原状回復命令等を命じられていること

2. 営農が適切に行われることを示す資料の提出の明記

営農型太陽光発電を目的とする場合は、以下の書類を添付。

- ① 設備に係る設計図
- ② 栽培計画、収支見込み等を記載した営農計画
- ③ 生産量に係るデータ、知見を有する者の意見等下部農地への影響の見込み及びその根拠となる書類
(地域で栽培されていない農作物や生産に時間がかかる農作物については、自らの栽培実績又は栽培理由書)
- ④ 設備設置者が撤去費を負担することについて合意した書面
- ⑤ 毎年度、栽培実績及び収支報告を提出する旨誓約する書面

ガイドライン

法令に規定する収量8割要件等の考え方の詳細その他具体的な運用を記載

- ① 地域計画区域内においては、農地の集積等に支障がないものとして、協議の場で合意を得た土地の区域内で実施すること。
- ② 遊休農地を利用する場合、再許可時には収量8割要件を適用すること。
- ③ 支柱部分と下部農地面積の合計が一定規模を超える場合は、都道府県機構への意見聴取や国への相談を行うこと。
- ④ 変電設備等については、原則農地以外から選定すること。やむを得ず一時転用して設置する場合は、規模及び位置が適正であること。
- ⑤ 毎年度の収支報告から、計画に沿った農業経営が行われているか確認するとともに、地域の持続的な農業生産への寄与について検討すること。
- ⑥ 営農に支障が生じているものや大規模なものについては、農地転用許可権者と国が協力して、毎年度、現地調査を実施すること。
- ⑦ 営農が適切に行われない不適切事業に対し、勧告や処分・命令を行った場合は、その情報を農水省及びFIT制度担当部局へ連絡、農水省は当該情報をデータベース化して地方公共団体と共有すること。

FIT/FIP交付金の一時停止措置

- 令和6年4月に施行された改正再エネ特措法では、関係法令の違反事業者に対し、早期の違反解消を促すため、FIT/FIP交付金を一時停止する措置を新設。
- これを受けて農林水産省は、下部農地での営農が適切に継続されていない等違反転用状態にある営農型太陽光発電事業等の情報を資源エネルギー庁に提供。
- 資源エネルギー庁はその情報を基に、令和6年8月5日及び11月25日、営農型太陽光発電事業に関し、違反転用状態のもの等に対し一時停止措置を講じた。
- 今後も、両省庁で連携の上、随時、関係法令に違反する事業者等には、厳格な対応を講じていく。

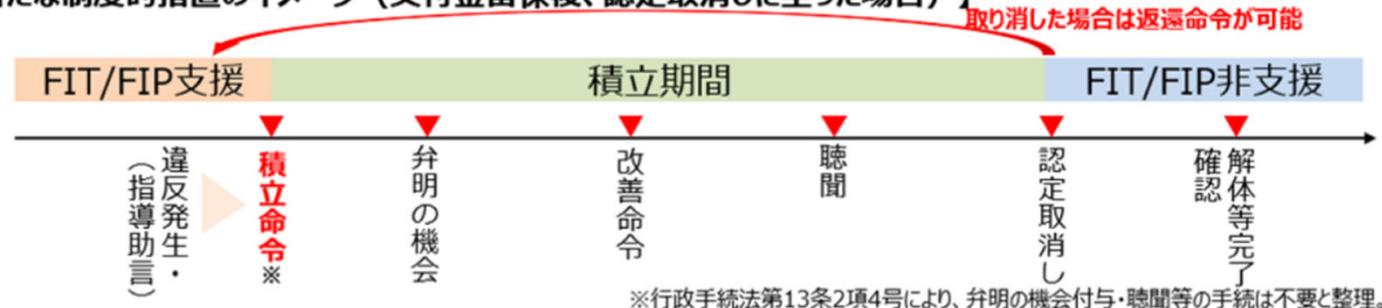
措置の概要

資源エネルギー庁は、農林水産省の情報提供を基に、営農型太陽光発電事業に関する次の事案に対し、FIT/FIP交付金の一時停止措置を講じた。

措置対象（違反転用状態のもの）

1. 下部農地での営農が適切に継続されていない又は一時転用許可満了後も設備が撤去されないとして、農地転用許可権者から是正勧告や原状回復命令が出され違反転用状態のもの（15件/6事業者）【令和6年8月5日分】
2. 営農型太陽光発電事業について、農地法に基づく一時転用許可の期間満了後も設備が撤去されない又は一時転用許可が取得されずに太陽光発電設備が設置されているもの（14件/7事業者）【令和6年11月25日分】

【新たな制度的措置のイメージ（交付金留保後、認定取消しに至った場合）】



資料 | FIT/FIP交付金の一時停止措置を行いました（令和6年8月5日、11月25日資源エネルギー庁ニュースリリース）

第66回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 資料3 再生可能エネルギーの導入に関する諸論点（令和6年8月7日）P5を基に作成

食料・農業・農村基本計画における営農型太陽光発電の記載

- 昨年6月に改正された食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村政策審議会企画部会にて、食料・農業・農村基本計画の議論が進められ、4月11日（金）に閣議決定されたところ。
- 同計画において、営農型太陽光発電は望ましい取組を整理するとともに、適切な営農の確保を前提に市町村等の関与の下、地域活性化に資する形で推進することとなっている。

● 食料・農業・農村基本計画 抜粋

イ) 再生可能エネルギーの利用推進

農山漁村における再生可能エネルギーは、相談窓口の設置や営農型太陽光発電のモデル的取組の支援等により、2023年度の経済規模は774億円となり、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針」（平成26年5月制定、令和3年7月一部改正）における2023年度目標である600億円を達成した。

一方、太陽光発電のFIT調達価格は、10円/kWh程度まで下落しているほか、出力制御エリアは全国に拡大しており、今後はこれまでのような売電収入は見込めないため、FIT/FIPのみに依存しない、再生可能エネルギーの農山漁村への導入推進や先進技術の導入が課題となっている。

このため、太陽光やバイオガス等の再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設等で活用する地産地消の取組のモデルの構築や普及、エネルギーを地域全体で管理し効率的に活用する農山漁村エネルギーマネジメントシステム（VEMS）の導入を推進するとともに、次世代型太陽電池（ペロブスカイト）などの導入効果の検証等を行う。また、営農型太陽光発電については、望ましい取組を整理するとともに、適切な営農の確保を前提に市町村等の関与の下、地域活性化に資する形で推進する。

くわえて、農業水利施設を活用した小水力等発電について、優良事例の横展開、関連施策の周知等により導入を促進する。

今後の議論の進め方（案）

- 食料安全保障の重要性が高まる中、一般的に発電が一定期間以上継続されることを踏まえれば、**農業経営や農地機能**の面から将来にわたって食料生産の場としての機能が安定的に維持されることを前提とすべきではないか。
- **地域との共生を大前提**とし、**地域への利益還元**の観点^をを重視すべきではないか。
- 地域で判断しやすい指標とすべきではないか。
- これらの基本的考え方の下、今後、以下の論点を中心に議論を深めてはどうか。

将来にわたり地域・農業と共生する「持続可能性が高い営農型太陽光発電（仮称）」検討の論点（素案）

品目	<ul style="list-style-type: none">➤ 食料安全保障確保の視点➤ 生産・販売面等、業としての持続可能性の視点➤ 生産に時間がかかる農作物の取り扱い
生産性	<ul style="list-style-type: none">➤ 収量を維持できる適切な日射量（遮光率）のあり方➤ 効率的な耕作を可能とする適切な作業スペースのあり方
生産者	<ul style="list-style-type: none">➤ 将来にわたり営農が担保される耕作者の考え方
地域共生	<ul style="list-style-type: none">➤ 営農者への利益還元のあり方➤ 災害時等の地域への被害防止のための保険加入のあり方➤ 市町村を含む地域関係者との合意形成のあり方

上記論点を中心に、おおむね2～3週に1回のペースで、意見交換を実施

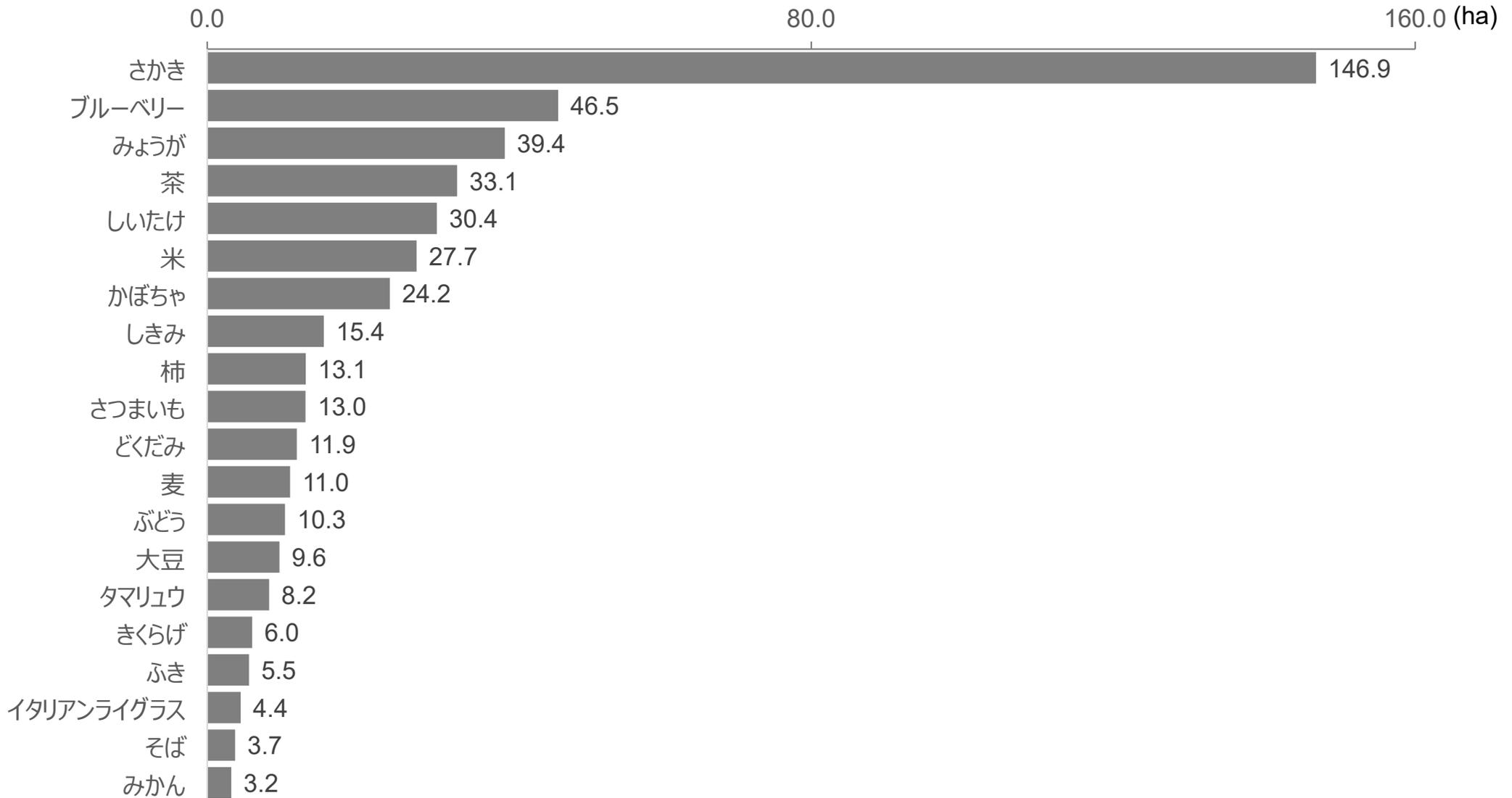
(参考) 営農型太陽光発電設備下における栽培作物について 集計の方法と考え方

- 本集計では、営農型太陽光発電に取り組む事業者による令和2～4年度の取組状況の報告を基に、設備下の栽培作物の傾向を整理している。
- 令和4年度末時点で作付件数の多かった上位20種の作物を集計の対象とし、**複数種の作物が作付されている場合は集計の対象外**とした。また、工事中のもの等も集計の対象外とした。
- 本資料については以下のとおり**サンプル数やデータ検証上の課題**があることから、**傾向を把握する目的**に限って利用するものとする。
 - ・標本調査となっており、サンプル数も限られていること。
 - ・基本的に事業者の自己申告に基づいたものであり、報告内容について詳細な検証が必ずしも行われていないことから、不正確なものも含まれ得ること。

○ 集計対象作物

土地利用作物	米、麦、大豆、そば
野菜等	かぼちゃ、さつまいも、みょうが、ふき、どくだみ
果樹	みかん、ブルーベリー、柿、ぶどう
観賞用植物	さかき、しきみ、タマリユウ
その他	イタリアンライグラス、しいたけ、きくらげ、茶

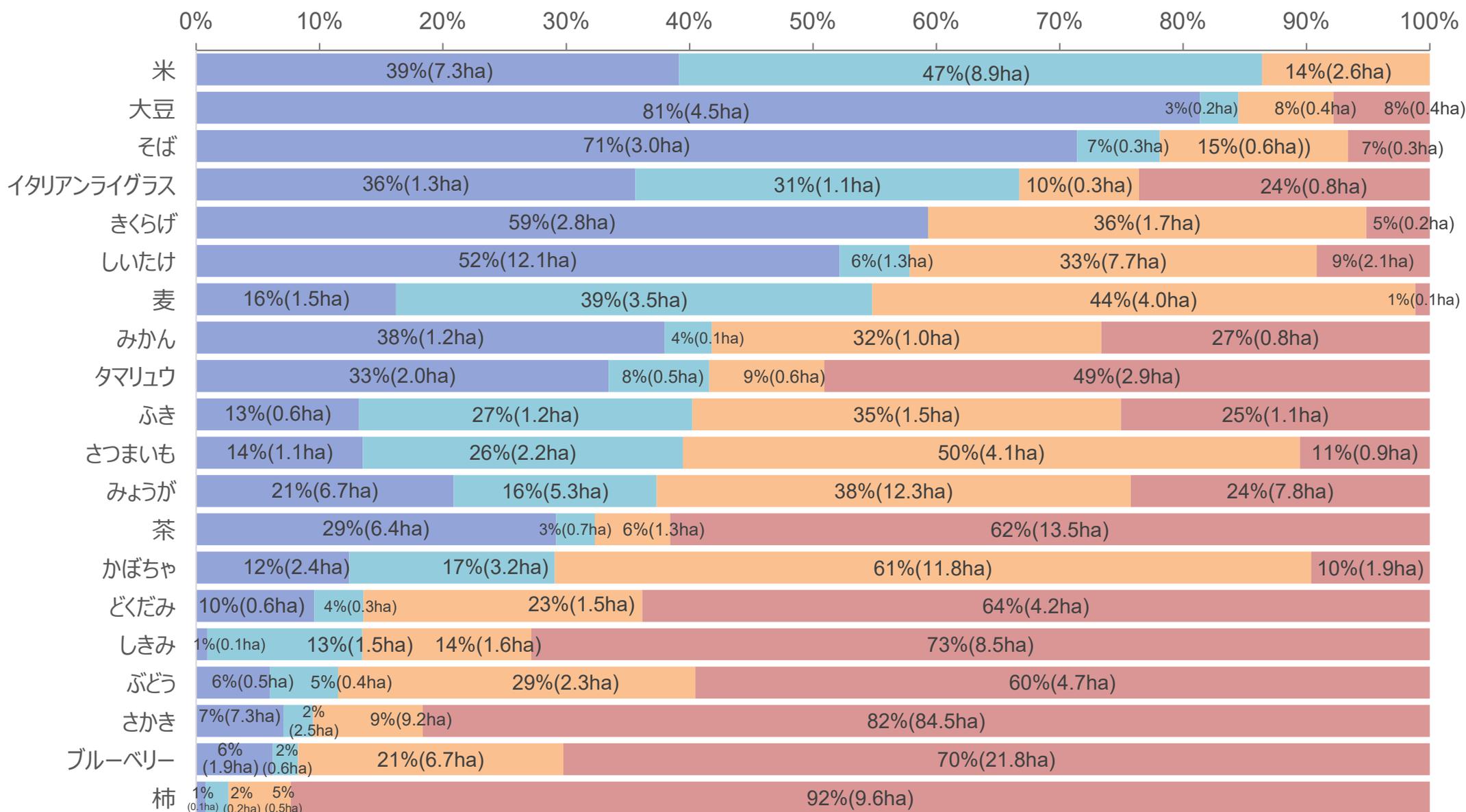
(参考) 営農型太陽光発電設備下における栽培作物について 作物別作付面積一覧 (令和4年度末時点)



※小数点第2位までのデータを基に、令和4年度末時点で作付面積が大きい作物の順にグラフを作成。表示上は小数点第2位を四捨五入。

(参考) 営農型太陽光発電設備下における栽培作物について 作物別の単収確保割合一覧 (面積ベース)

※本データはサンプル数やデータ検証等の課題があり、傾向の把握のみに利用するものとする。



※地域の平均的な単収と比較して、単収が、■ 90%以上 ■ 80%以上90%未満 ■ 0%超過80%未満 ■ 0%(育成中を含む)
 ※括弧内の数字は3ヶ年平均の面積(単位:ha)。単収80%以上の割合が高い作物順にグラフを作成。